

# 令和元年度 福島支部事業報告、 および令和2年度の主な取り組みについて

## 資料の趣旨

評議会規定により「毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項について支部長はあらかじめ評議会の意見を聴かなければならない」とあります。

このたび令和元年度の事業結果（概要）がまとまりましたのでご報告するとともに、令和2年1月の評議会でご承認いただきました令和2年度事業計画について、主な取り組み内容を併せてご報告するものです。

事業結果をご確認いただき、議題3「支部保険者強化予算の検討」の参考資料としてご活用ください。

## 資料の構成

以下の資料構成となっております

- 上段（奇数ページ）：令和元年度の事業結果
- 下段（偶数ページ）：令和2年度の取り組み内容

### ● 上段

令和元年度  
事業結果

### ● 下段

令和2年度  
取り組み内容

# 目次

※項番は令和2年度 福島支部事業計画に対応

|                          |                                 |    |
|--------------------------|---------------------------------|----|
| 1.<br>基盤的<br>保険者機能<br>関係 | (1) ①サービス水準の向上：サービススタンダード       | 3  |
|                          | (1) ②サービス水準の向上：現金給付等の申請にかかる郵送化率 | 5  |
|                          | (3) 現金給付の適正化の推進                 | 7  |
|                          | (4) 効果的なレセプト点検の推進               | 9  |
|                          | (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化          | 11 |
|                          | (7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化      | 13 |
|                          | (7) ②債権回収業務の推進                  | 15 |
|                          | (7) ③返納金債権の発生防止                 | 17 |
|                          | (8) 限度額適用認定証の利用促進               | 19 |
|                          | (9) 被扶養者資格の再確認の徹底               | 21 |
| (10) オンライン資格確認の円滑な実施     | 23                              |    |
| 2.<br>戦略的<br>保険者機能<br>関係 | (1) i) ①生活習慣病予防健診実施率の向上         | 25 |
|                          | (1) i) ②事業者健診データ取得率の向上          | 27 |
|                          | (1) i) ③特定健診受診率の向上              | 29 |
|                          | (1) ii) 特定保健指導の実施率の向上           | 31 |
|                          | (1) iii) 重症化予防対策の推進             | 33 |
|                          | (1) iv) 健康経営（コラボヘルス）            | 35 |
|                          | (2) ①広報活動による加入者等の理解促進           | 37 |
|                          | (2) ②健康保険委員を通じた加入者等の理解促進        | 39 |
| (3) ジェネリック医薬品の使用促進       | 41                              |    |
| 令和元年度福島支部保険者機能強化予算実績一覧   |                                 | 43 |
| 【参考】令和2年度 福島支部事業計画       |                                 | 48 |

# 1. 基盤的保険者機能

## (1) ①サービス水準の向上：サービススタンダード

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績            | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|------------------|----------|---------|----------|
| 「サービススタンダード」の達成率 | 100%     | 100%    | 100%     |

### ◎事業実施状況

- 申請書の進捗管理を徹底し、サービススタンダード100%を達成した。

<参考：サービススタンダードとは>

申請書の受付から給付金の振込までを10営業日以内に完了させることをサービススタンダードとして定めております。  
対象となる申請書は、傷病手当金・出産手当金・埋葬料・出産育児一時金です。

## (1) ①サービス水準の向上：サービススタンダード

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標          | KPI  |
|------------------|------|
| 「サービススタンダード」の達成率 | 100% |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- 適切な管理のもと、受付から10営業日以内で支給する
- 支部目標として7営業日での支給をベースとする

## (1) ②サービス水準の向上：現金給付等の申請にかかる郵送化率

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績           | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|-----------------|----------|---------|----------|
| 現金給付等の申請に係る郵送化率 | 95.0%    | 95.0%   | 94.2%    |

### ◎事業実施状況

- 届書・申請書作成支援サービスの効果的な周知・広報に努めた。
- 電話対応時の声掛けを徹底した。

## (1) ②サービス水準の向上：現金給付等の申請にかかる郵送化率

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標         | KPI     |
|-----------------|---------|
| 現金給付等の申請に係る郵送化率 | 95.5%以上 |

### ◎目標達成に向けた取り組み

- 各種広報、説明会、電話対応時等で加入者へ郵送による提出を勧奨する
- 公的機関を中心に退職者用任意継続セットを配布する

### (3) 現金給付の適正化の推進

#### 令和元年度事業結果

##### ◎KP I 設定なし

##### ◎事業実施状況

- 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチーム会議にて議論した。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、本部から提供された「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努めた。
- 傷病手当金と障害年金の併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従って、事務処理の徹底を指示し確実に実施した。

### (3) 現金給付の適正化の推進

#### 令和2年度の主な取り組み

##### ◎KP I 設定なし

##### ◎目標達成に向けた取り組み

- 不正受給の防止

遡及した資格取得等、不正の疑いがある事案について、支部の保険給付適正化プロジェクトチーム会議に諮る。（定時：四半期毎に実施、随時：緊急事案発生時）

→保険給付適正化プロジェクトチーム会議開催後、必要に応じて調査・立入検査を実施

- 傷病手当金と障害年金等の併給調整

事務手順書に従い、事務処理をスケジュールどおり確実に行う。

→画面照写（毎月20日前後）から1か月以内に更正処理を完了（本人及び日本年金機構に照会を要する場合は3か月）

## (4) 効果的なレセプト点検の推進

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                                      | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|--|----------|---------|----------|
| 「社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率」について対前年度以上とする | 0.287%以上 | 0.323%  | 0.286%   |

※査定率 = 査定点数（基金+協会）÷ 請求点数（R1年度：0.323%=31,481,986点÷9,737,930,164点）

### ◎事業実施状況

- 診療内容の点検では、毎月の定例勉強会で事例研究及び情報共有を行うとともに、外部講師による研修、近県支部との合同研修会にも積極的に参加し点検員のスキルアップを図った。点検員全員で自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレートのメンテナンスを行い、効率的かつ効果的な審査に努めた。さらに社会保険診療報酬支払基金との毎月の定例打ち合わせ会では、再審査請求の審査結果について意見交換を行い、保険診療ルールの疑義については説明を求めながら、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を積極的に活用して、支部間差異の解消を図った。

## (4) 効果的なレセプト点検の推進

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                                    | KPI      |
|--|----------|
| 「社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率」について対前年度以上とする | 0.324%以上 |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- ①自動点検抽出や汎用任意抽出（注釈）などシステムを積極的に活用した点検を徹底し、効率かつ効果的な審査を図る。
- ②他支部の審査結果の検証を行い、自支部にない点検視点について習得する。
- ③班及び全体勉強会にて事例研究（他支部事例含む）や点検方法等の活発な意見交換を行うとともに、外部講師による研修会を開催し、点検員のスキルアップを図る。
- ④社会保険診療報酬支払基金との打ち合わせ会を定期的に開催し、支部が行った再審査請求の審査結果について意見交換を行い、保険診療ルールの疑義については説明を求めながら、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を積極的に活用して、支部間の差異解消を図る。
- ⑤再審査請求結果から、自支部の審査傾向の分析を行い、審査領域の拡大を図る。

（注釈）

- ・自動点検抽出・・・エラーとしてのレセプトを広く抽出。全てのレセプトから大きな網ですくうイメージです。
- ・汎用任意抽出・・・複数の条件を設定することが可能で、誤りのあるレセプトを絞り込むことが出来る。

## (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                                  | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|--|----------|---------|----------|
| 「施術箇所3部位以上かつ月15日以上」の施術申請の割合を対前年度以下にする。 | 1.42%    | 1.26%   | 1.43%    |

### ◎事業実施状況

- 柔道整復施術療養費において、多部位かつ頻回受診者を抽出して、患者照会業務を実施した。
- 柔道整復施術療養費において、同一施術所において同一患者の負傷部位を意図的に変更することによる長期施術（部位ころがし）対策として、年2回協会本部より提供された「12か月間に10か月以上柔道整復施術療養費の支給記録がある加入者データ」を患者照会業務に活用した。
- 多部位かつ頻回や部位ころがしなど疑義が生じた施術所に対して注意書を発行し適正な施術を促す等、福島県柔道整復療養審査委員会の審査を強化した。

## (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標   | KPI   |
|---|-------|
| 柔道整復施術療養費の申請に占める「施術箇所3部位以上かつ月1回以上の施術申請の割合」を対前年度以下にする。 | 1.26% |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- 多部位かつ頻回の施術及び長期施術（部位ころがし）に対する文書照会を強化
- 多部位かつ頻回及び部位ころがしの申請について、加入者に対する文書照会・施術者に対する注意書の発行を行う
- 福島県柔道整復施術審査委員会において、不正及び著しい不当が認められた場合等、必要に応じて面接確認委員会を実施する

## (7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績   | 令和元年度KPI | 令和元年度実績               | 平成30年度実績 |
|---|----------|-----------------------|----------|
| 資格喪失後1か月以内の保険証回収率<br>(各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率) | 95.0%以上  | 93.30%<br>(令和2年1月末現在) | 91.91%   |

回収枚数78,130枚÷回収対象枚数83,743枚=93.30%

### ◎事業実施状況

- 債権発生防止として、被保険者の資格喪失時や被扶養者からの削除時に保険証の添付が無かった者に対して、届書の入力処理後2週間以内に文書催告を実施し、さらにその2週間以内に文書催告の2回目を実施した。また、事業所に送付する広報誌・医療費通知の裏面等を利用し、資格喪失後に保険証が使用できない内容の広報を実施し啓発を行った。
- 電話催告を外部委託し、平日昼間以外の夜間・休日にも実施した。
- 喪失後受診の多い事業所等には実際に職員が事業所に訪問、資格喪失者が増える年度末には、被保険者20名以上の事業所（約3,900社）へダイレクトメールを送付、さらにその中から、約110社には電話にて退職時の早期保険証回収を依頼した。

## (7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                                       | KPI     |
|---|---------|
| 資格喪失後1か月以内の保険証回収率<br>(各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率) | 95.0%以上 |

### ◎目標達成に向けた取り組み

- ①保険証未回収者への一次催告の実施を日本年金機構での資格喪失処理後2週間以内とし、保険証の早期回収による資格喪失後受診の防止を強化する。
- ②事業主等への各種広報・各種研修会において、保険証の早期回収、資格喪失届への保険証添付と併せて資格喪失届の速やかな届出の徹底を周知する。さらに新聞社へプレスリリースを行い、福島支部の現状について広く情報発信を行う。
- ③保険証未回収者が確認された事業所へは、積極的に電話催告を行う。また、催告対象が多い事業所へは訪問し早期回収の周知を図る。さらに日本年金機構との連携も強化する。

## (7) ②債権回収業務の推進

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                                  | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|--|----------|---------|----------|
| 「返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）」の回収率を対前年度以上とする | 71.98%以上 | 70.18%  | 71.97%   |

回収額76,323,552円 ÷ (調定額126,019,471円 - 取消額17,269,455円) = 70.18%

### ◎事業実施状況

- 債権発生後、時間をおくことなく催促することが有効であるため、新規発生債権に対して電話催告や文書催告を継続的に実施した。また、弁護士名催告を効果的に活用し回収結び付けた。また、資格喪失後受診で国民健康保険に加入した者には保険者間調整を積極的に進め、休日の戸別訪問も実施し、年間で250件（前年138件）41,807,678円（前年21,161,507円）（注釈）を保険者間調整で回収した。
- 電話催告を外部委託し、平日昼間以外の夜間・休日も実施した。
- 年度末に向け、就業場所への催告、手書き封筒による特別催告を実施した。

（注釈）  
・ 保険者間調整は過年度分債権（前年度以前分）も含まれます。

## (7) ②債権回収業務の推進

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                                | KPI      |
|--|----------|
| 「返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）」の回収率を対前年度以上とする | 70.19%以上 |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- ①初回通知時に保険者間調整（国民健康保険と協会けんぽの間で精算）の案内を同封し利用促進（年間目標251件以上）を図る。さらに催告時、25,000円以上の債権には簡易版ターンアラウンドを実施する。
- ②文書催告等の実施 早期の文書催告、3か月後の弁護士名催告を引き続き実施する。さらに高額債権を中心に、休日の戸別訪問、再就職が確認できた債務者には、就業場所催告を実施する。また、住所調査・電話番号調査を強化する。
- ③法的手続きの実施 高額債権を中心に裁判所へ支払督促の申立（年間目標36件）を実施する。さらに債務名義取得後、財産調査で差押え可能な財産が判明した場合は、強制徴収を実施する。

## (7) ③返納金債権の発生防止

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                                 | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|---------------------------------------|----------|---------|----------|
| 医療給付費に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合を対前年度以下とする | 0.063%以下 | 0.112%  | 0.063%   |

返納金無資格受診108,750,016円÷医療給付費97,379,301,640円=0.112%

### ◎事業実施状況

- 債権発生防止として、被保険者の資格喪失時や被扶養者からの削除時に保険証の添付が無かった者に対して、届書の入力処理後2週間以内に文書催告を実施し、さらにその2週間以内に文書催告の2回目を実施した。また、事業所に送付する広報誌・医療費通知の裏面等を利用し、資格喪失後に保険証が使用できない内容の広報を実施し啓発を行った。
- 電話催告を外部委託し、平日昼間以外の夜間・休日にも実施した。
- 喪失後受診の多い事業所等には実際に職員が事業所に訪問、資格喪失が増える年度末には、被保険者20名以上の事業所（約3,900社）へダイレクトメールを送付、さらにその中から、約110社には電話にて退職時の早期保険証回収を依頼した。

## (7) ③返納金債権の発生防止

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                               | KPI      |
|---------------------------------------|----------|
| 医療給付費に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合を対前年度以下とする | 0.112%以下 |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- ①保険証未回収者への一次催告の実施を日本年金機構での資格喪失処理後2週間以内とし、保険証の早期回収による資格喪失後受診の防止を強化する。
- ②事業主等への各種広報・各種研修会において、保険証の早期回収、資格喪失届への保険証添付と併せて資格喪失届の速やかな届出の徹底を周知する。さらに新聞社へプレスリリースを行い、福島支部の現状について広く情報発信を行う。
- ③保険証未回収者が確認された事業所へは、積極的に電話催告を行う。また、催告対象が多い事業所へは訪問し早期回収の周知を図る。
- ④日本年金機構と遡及喪失・喪失届への保険証の添付・喪失届への未添付保険証の早期回収に関して情報共有を図り連携を強化する。

## (8) 限度額適用認定証の利用促進

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                      | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|----------------------------|----------|---------|----------|
| 高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」 | 84.0%    | 81.7%   | 79.1%    |

### ◎事業実施状況

- 各種広報紙、ホームページやメールマガジンを通じ、協会けんぽの加入者様に対して利便性を広報した。
- 限度額適用認定証の利用促進ポスターを作成し、県内の有床医療機関へ配布した。

## (8) 限度額適用認定証の利用促進

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                    | KPI     |
|----------------------------|---------|
| 高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」 | 85.0%以上 |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- 事業主や健康保険委員に対してチラシ等による広報を実施する
- 医療機関事務担当者を対象とした事務説明会を開催する
- 限度額適用認定証の使用率が低い医療機関を中心に訪問もしくは電話にて協力依頼を行う

## (9) 被扶養者資格の再確認の徹底

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                      | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|----------------------------|----------|---------|----------|
| 被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率 | 91.0%    | 92.3%   | 89.7%    |

### ◎事業実施状況

- 福島県社会保険労務士会へ会員に対する広報を依頼のうえ、社会保険労務士に対し協力を要請し、受託する事業所数の増加を図った。
- 本部が実施する一次提出勧奨から時期を逸せず効果的な二次勧奨を実施した。

## (9) 被扶養者資格の再確認の徹底

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                    | KPI   |
|----------------------------|-------|
| 被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率 | 92.0% |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- 提出期限後、未提出事業所へ文書や電話による提出勧奨を実施する

## (10) オンライン資格確認の円滑な実施

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                                       | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|---|----------|---------|----------|
| 協会けんぽのオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率 | 43.3%以上  | 73.0%   | 43.4%    |

### ◎事業実施状況

- 利用率向上に向け、使用頻度の少ない医療機関へ電話による利用勧奨を実施したことで、令和元年度の平均利用率は73.0%となり、令和元年度のKPIである「利用率43.3%以上（年度平均）」を達成した。

## (10) オンライン資格確認の円滑な実施

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                                    | KPI     |
|--|---------|
| 協会けんぽのオンライン資格確認システムについてUSBを配布した医療機関における利用率 | 76.0%以上 |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- USBを配布している医療機関の利用状況を確認し、利用が進んでいない医療機関については不具合等の状況を確認のうえ利用を促す。
- 電話勧奨等により利用状況に改善が見られない場合は、USBの回収を図る。

## 2. 戦略的保険者機能

### (1) i) ①生活習慣病予防健診受診率の向上

#### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                | 令和元年度 K P I   | 令和元年度実績<br>(暫定) | 平成30年度実績      |
|----------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 「生活習慣病予防健診」受診率（被保険者） | 被保険者 58.6%    | 被保険者 58.0%      | 被保険者 58.1%    |
|                      | 受診者数 162,545人 | (実施者数 160,786人) | 受診者数 151,954人 |

#### ◎事業実施状況

- ①対象者数の伸びが大きく、受診率は目標達成に至らなかったが、受診者数は過去最多を更新。
- ②台風19号の影響により一部の実施機関で一時業務停止。谷病院に至っては令和元年度の健診業務再開できず。
- ③令和元年7月より受診勧奨業務を健診実施機関（14機関）に業務委託するも、受診者の増加にはつながらず。
- ④生活習慣病予防健診の申込書廃止にかかる広報・実施機関会議（2月）を実施。

(1) i) ①生活習慣病予防健診受診率の向上

令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標              | KPI           |
|----------------------|---------------|
| 「生活習慣病予防健診」受診率（被保険者） | 被保険者 59.3%    |
|                      | 受診者数 164,170人 |

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①生活習慣病予防健診申込書廃止による加入事業所の健診にかかる事務作業の低減。
- ②新規適用事業所及び新規任意継続被保険者に対し早期に健診案内を送付する。
- ③生活習慣病予防健診の実施機関に新規適用事業所等の受診勧奨の業務委託を行う。
- ④事業所に一斉に送付する健診案内に差額人間ドック情報を追加し、生活習慣病予防健診との抱合せ受診を促す。

(1) i) ②事業者健診データ取得率の向上

令和元年度事業結果

| 目標と実績               | 令和元年度 K P I | 令和元年度実績<br>(暫定) | 平成30年度実績    |
|---------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 「事業者健診データ」取得率（被保険者） | 被保険者 8.2%   | 被保険者 6.9%       | 被保険者 7.7%   |
|                     | 取得数 22,800人 | (取得数 19,017人)   | 取得数 20,171人 |

◎事業実施状況

- ①対象者数の伸びが大きく、取得率は目標達成に至らず。取得数が減少しているが、平成30年度は平成29年度の積み残しの取り込みあり。
- ②台風19号の影響により一部の実施機関で一時業務停止。谷病院に至っては令和元年度の健診業務再開できず。
- ③外部委託業者との連携不足により、業務開始時期が遅延した。

## (1) i) ②事業者健診データ取得率の向上

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標             | K P I       |
|---------------------|-------------|
| 「事業者健診データ」取得率（被保険者） | 被保険者 8.3%   |
|                     | 取得数 23,100人 |

### ◎目標達成に向けた取り組み

- ①県や労働局との三者連名による勧奨文書を送付し、支部において事業所に対する同意書取得のために電話勧奨を行う。
- ②事業者健診データ（定期健康診断データ）を作成する契約を、生活習慣病予防健診実施機関の68機関と締結したうえで、提供に向けた進捗管理を徹底する。
- ③生活習慣病予防健診未受診事業所に対し、事業者健診データの提供を依頼する事業を外部委託する。

## (1) i) ③特定健診受診率の向上

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績           | 令和元年度 K P I | 令和元年度実績<br>(暫定) | 平成30年度実績     |
|-----------------|-------------|-----------------|--------------|
| 「特定健診」受診率（被扶養者） | 被扶養者 33.6%  | 被扶養者 26.6%      | 被扶養者 27.6%   |
|                 | 受診者 24,000人 | (受診者数 19,014人)  | 受診者数 19,468人 |

#### ◎事業実施状況

- ①目標受診率が高く目標達成に至らず。取得数の減少に関しては②③のとおり。
- ②台風19号の影響により一部の実施機関で一時業務停止。市町村の集団健診も日程の延期、中止となった。
- ③新型コロナの影響により令和2年3月実施予定の出張0円健診が3会場中止となった。

## (1) i) ③特定健診受診率の向上

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標         | KPI          |
|-----------------|--------------|
| 「特定健診」受診率（被扶養者） | 被扶養者 34.7%   |
|                 | 受診者数 24,000人 |

#### ◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①保険者負担額を増額し、費用負担が0円で出来る受診機関が増加。
- ②市町村集団健診の日程に合わせ、会場および日程を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。
- ③支部主催の集団健診を会場を借上げ実施する。また、骨密度測定機器を導入し受診意欲を喚起する。
- ④マンガによる視認性の高い受診勧奨チラシを作成し、新規被扶養者の案内に同封する。

## (1) ii) 特定保健指導の実施率の向上

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績              | 令和元年度KPI    | 令和元年度実績<br>(暫定) | 平成30年度実績    |
|--------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 「特定保健指導(被保険者)」の実施率 | 21.6%       | 23.0%           | 23.3%       |
|                    | 実施者数 8,100人 | (実施者数 8,595人)   | 実施者数 7,927人 |
| 「特定保健指導(被扶養者)」の実施率 | 6.0%        | 5.8%            | 4.1%        |
|                    | 実施者数 124人   | (実施者数 119人)     | 実施者数 100人   |
| 合計 (被保険者+被扶養者)     | 20.8%       | 22.1%           | 22.0%       |
|                    | 実施者数 8,224人 | (実施者数 8,714人)   | 実施者数 8,027人 |

#### ◎ 事業実施状況

- ①既契約機関の実施者数が増加し、実施率の目標を達成。
- ②新規契約をした特定保健指導実施機関が10機関増加。データ作成が不慣れなためエラーが多数発生、年度内の取り込み漏れあり。
- ③生活習慣病予防健診実施機関全機関の特定保健指導契約を目指し、令和元年11月に実施機関会議を実施。
- ④支部保健師が初回面談を実施後、健診を行わない特定保健指導機関に継続支援業務を委託。

## (1) ii) 特定保健指導の実施率の向上

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標            | KPI           |
|--------------------|---------------|
| 「特定保健指導(被保険者)」の実施率 | 25.0%         |
|                    | (実施者数 9,420人) |
| 「特定保健指導(被扶養者)」の実施率 | 6.3%          |
|                    | (実施者数 130人)   |
| 合計(被保険者+被扶養者)      | 24.0%         |
|                    | (実施者数 9,550人) |

#### ◎ 目標達成に向けた取り組み

- ① 特定保健指導実施機関の保健師に向けた研修会を実施し、保健指導の質の向上を図り特保実施後の中断率を低下させる。
- ② 特定保健指導実施機関に対し、同日で特定保健指導を実施している旨のチラシとポスターを作成、配付する。
- ③ 支部保健師が初回面談を実施後、健診を行わない特定保健指導機関に継続支援業務を委託する。
- ④ 福島地区の被扶養者に対し支部窓口で行う特定保健指導を、日付を指定しないで実施する。

## (1) iii) 重症化予防対策の推進

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                        | 令和元年度 K P I | 令和元年度実績 | 平成30年度実績  |
|------------------------------|-------------|---------|-----------|
| 「受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者」の割合 | 12.0%       | 本部集計中   | 9.0%      |
|                              | 受診者数 750人   | 本部集計中   | 受診者数 582人 |

※令和元年度受診分は令和元年10月～令和2年9月にかけて本部より一次勧奨を実施

### ◎ 事業実施状況

- ①本部による一次勧奨の文書発送のタイミングから1か月以内に、二次勧奨文書を送付する。
- ②二次勧奨文書に対象者の健診結果を付記、受診時に持参できるよう改善。
- ③一次勧奨対象者でアンケートを送付された未受診・受診予定の方に対し、保健師から電話勧奨を実施。
- ④次年度の全地区展開を踏まえ、福島地区において特定保健指導と併せて事業所訪問・個別面談による受診勧奨業務を実施、その後の医療機関の受診状況を電話等で確認。

## (1) iii) 重症化予防対策の推進

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                    | K P I                  |
|----------------------------|------------------------|
| 「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合 | 12.9%                  |
|                            | (二次勧奨実施予定者数<br>1,400人) |

#### ◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①本部による一次勧奨の文書発送のタイミングから1か月以内に、二次勧奨文書を送付する。
- ②受診時に持参できるよう二次勧奨文書に対象者の健診結果を付記。
- ③一次勧奨対象者でアンケートを送付された未受診・受診予定の方に対し、保健師から電話勧奨を実施する。
- ④県内全地区で特定保健指導と併せて事業所訪問・個別面談による受診勧奨業務を実施、その後の医療機関の受診状況を電話等で確認する。

## (1) iv) 健康経営（コラボヘルス）

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績   | 令和元年度目標  | 令和元年度実績  | 平成30年度実績 |
|---|----------|----------|----------|
| 健康事業所宣言の取り組みの質を向上させるために、支部フォローを強化するとともに宣言事業所の拡大に努める | 1,350事業所 | 1,564事業所 | 1,266事業所 |

### ◎事業実施状況

- 事業所の健診結果の集計から、血圧や肥満度などの健康課題を示し、県内の同業態との比較を可視化した「事業所健康度レポート」の提供を実施（10月）
- 健康事業所宣言エントリー事業所の従業員に対し、健康づくりに関する情報等を掲載した「ヘルシーライフサポートブック」を配布（6月に1,260社・80,177冊送付）
- 健康機器（血管年齢測定）のレンタル台数の増加（200台）
- 歯周病講習会、メンタルヘルス研修会、および理学療法士による運動講習会の実施（年度計40件）
- 健康経営に関するセミナーの開催（10月）
- 「ふくしま健康経営優良事業所2019」認定に向けたアンケート実施、取り組み状況の調査（6月）

## (1) iv) 健康経営（コラボヘルス）

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標  | 数値目標     |
|--|----------|
| 健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保、および関係機関と連携した宣言事業所数の拡大 | 1,600事業所 |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- 健康事業所宣言エントリー事業所に対し、関係団体によるセミナー講師派遣、並びに委託業者による出前講座の実施
- 事業所の健診結果の集計から、血圧や肥満度などの健康課題を示し、県内の同業態との比較を可視化した「事業所健康度レポート」の提供を実施するとともに、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る
- 健康事業所宣言エントリー事業所に対し、平成29年度に作成した「健康づくりの手引き」の改訂版、他社の取り組み状況をまとめた「取り組み事例集」をそれぞれ配布する
- 「ふくしま健康経営優良事業所2020」認定に向けたアンケート実施、取り組み状況の調査

## (2) ①広報活動による加入者等の理解促進

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                      | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|----------------------------|----------|---------|----------|
| 「加入者理解率」の平均値について、対前年度以上とする | 41.4%以上  | 46.0%   | 41.4%    |

### ◎事業実施状況

- メールマガジンの配信を月3回行い、タイムリーな情報提供の実施。
- 健康保険事務冊子を作成し、全事業所に対して事務手続きの方法を周知すると共に理解促進を図った。（5月に32,269事業所配布）
- 健康保険委員に対してアンケート調査を行い、加入者が求めている情報把握、今後の広報に活用。（1月にアンケート調査実施1,889件）
- 新たな広報媒体を活用した、発信力の強化を図った。（1月に雑誌広告、Web広告実施）

## (2) ①広報活動による加入者等の理解促進

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                    | KPI     |
|----------------------------|---------|
| 「加入者理解率」の平均値について、対前年度以上とする | 46.0%以上 |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- メールマガジンの月3回の配信及びホームページの更新を月3回以上行い、タイムリーな情報を加入者へ提供する。
- 各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を把握し、広報の内容に取り入れた情報を発信する。
- 広報雑誌やWebを活用した幅の広い広報を行い、多くの加入者への情報を発信する。
- 加入者へ直接届く広報へ向けたアンケート調査と併せ、支部事業に関する広報及び健康保険制度案内チラシにより周知する。

## (2) ②健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                        | 令和元年度KPI | 令和元年度実績 | 平成30年度実績 |
|------------------------------|----------|---------|----------|
| 「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合 | 47.5%    | 49.0%   | 46.1%    |

### ◎事業実施状況

- 10月にセミナーを開催したほか、日本年金機構、社会保険委員会と連携し委員表彰伝達式、各種研修会を開催。また、毎月、支部の取組や制度改正等を情報提供し、委員活動のサポートに努めた。
- 未委嘱事業所への文書及び訪問勧奨を実施し、健康事業所宣言事業と一体化した委嘱勧奨を実施。訪問勧奨（21社訪問のうち11社登録）
- 事務冊子「協会けんぽ手続きのご案内」の送付と併せた、全加入事業所に対する勧奨（5月に送付し、新規委嘱415件増）

## (2) ②健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                      | KPI   |
|------------------------------|-------|
| 「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合 | 50.0% |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- 中規模事業所を対象に文書による勧奨を実施し、加入者の多い大規模事業所については訪問勧奨を実施する
- 新規適用事業所への登録勧奨を実施する
- 健康事業所宣言事業と併せた勧奨を実施する

### (3) ジェネリック医薬品の使用促進

#### 令和元年度事業結果

| 目標と実績                         | 令和元年度KPI | 令和元年度実績           | 平成30年度実績 |
|-------------------------------|----------|-------------------|----------|
| 「ジェネリック医薬品使用割合」<br>(医科・歯科・調剤) | 79.7%以上  | 81.2%<br>(令和2年3月) | 77.6%    |

#### ◎事業実施状況

- 自己負担軽減額通知の送付①R1.8月：63,078件（切り替え率30.1%、軽減効果額2,441万円）  
②R2.2月：52,391件（切り替え率・軽減効果額未確定）
- 福島県、東北厚生局との連名によりジェネリック情報提供ツールを送付（R1.5月、R1.12月 延べ3,959件）
- 各地区薬剤師会の研修会へ出向し、ジェネリック医薬品の使用促進を依頼した（8か所）
- マスコミを活用した加入者への働きかけを実施（新聞、ラジオ広報・記者懇談会の実施）
- 東日本大震災による一部負担金免除対象者に対し、免除証明書更新時にチラシによる周知広報を実施

### (3) ジェネリック医薬品の使用促進

#### 令和2年度の主な取り組み

| 令和2年度目標                       | KPI                   |
|-------------------------------|-----------------------|
| 福島支部「ジェネリック医薬品使用割合」(医科・歯科・調剤) | 81.6%以上<br>(令和2年9月まで) |

#### ◎目標達成に向けた取り組み

- 自己負担軽減額通知の送付
- 福島県、東北厚生局との連名によりジェネリック情報提供ツールを送付。ジェネリック医薬品使用割合向上の寄与度が高い先発医薬品について当該医薬品に関する県内におけるジェネリック医薬品使用状況を示すことで、切り替えを促進する
- 調剤薬局、および医療機関を訪問し、ジェネリック医薬品の使用促進を直接依頼する
- マスコミを活用した加入者への働きかけを実施(年間契約により経費節減を図る)
- 東日本大震災による一部負担金免除対象者に対し、免除証明書更新時にチラシによる周知広報を実施

# 令和元年度福島支部保険者機能強化予算実績一覧

## 1. 支部医療費適正化予算①

単位：円

| 分野         | 事業名                           | 事業実施概要   | 予算額<br>(A) | 精算額<br>(B) | 執行率<br>(B/A) |
|------------|-------------------------------|--|------------|------------|--------------|
| 医療費適正化対策経費 | 医療費負担の発生しない加入者に対するジェネリック医薬品啓発 | 加入者および県民に対して、ジェネリック医薬品について広く周知広報できる手段を利用し、ラジオ広報を実施。2月にジェネリック医薬品に関する20秒×3種類×30回のラジオスポットCMを実施した。   | 1,320,000  | 900,000    | 68.2%        |
|            | 地方自治体と連携したセミナー・イベント等の開催       | 主に地方自治体が主催するイベントへのブース出展で、血管年齢測定などの健康度測定を実施。(9月～12月に5回出展)<br>ジェネリック医薬品や医療機関のかかり方のチラシ配布と併せて、来場者に対し医療費適正化に関するアンケートを実施した。<br>健康度測定器の一部を関係団体から無償で借用できたこと、予定していたイベントが開催されなかったことから執行率は46.8%となる。     | 385,100    | 180,120    | 46.8%        |
|            | 資格喪失後受診者への返納金納付督促等架電業務        | 以下の3業務を委託し、債権等の早期回収を図る。<br>①新規発生債権納付書送付時の納入督促架電(平日夜間及び休日)<br>②催告書送付債権の納入督促架電(平日夜間及び休日)<br>③被保険者証返納催告書送付時の回収催告架電(平日夜間及び休日)<br>返納金委託件数675件(うち収納件数144件) 21.33%<br>保険証委託件数197件(うち回収件数51件) 25.89% | 1,225,000  | 825,526    | 67.4%        |
|            | 保険医療機関に対して研修会の開催              | 保険医療機関事務担当者の健康保険制度の知識向上を図り、保険給付の適正化を推進することを目的として2月実施で準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催中止とした。  | 535,000    | 0          | 0.0%         |
|            | 計                             |  | 3,465,100  | 1,905,646  | 55.0%        |

## 1.支部医療費適正化予算②

単位：円

| 分野        | 事業名   | 事業実施概要   | 予算額<br>(A) | 精算額<br>(B) | 執行率<br>(B/A) |
|-----------|---|--|------------|------------|--------------|
| 広報・意見発信経費 | 紙媒体による広報<br>(定期的に全事業所、任意継続被保険者宛に送付するチラシ等印刷、及び業務用のリーフレットやポスター、冊子(しおり)の作成等) | 健康保険の事務冊子・健康づくり冊子チラシ等各種広報媒体を作成(通年において作成)<br>県内の有床医療機関235か所に対して限度額適用認定証のポスターを作製し配布した。<br>被扶養者の制度理解向上を目的として、特定健診の受診券送付時に同封するメールマガジン登録勧奨チラシを作製した。   | 7,411,000  | 6,129,081  | 82.7%        |
|           | 広報媒体を活用した福島支部事業の周知広報  | 令和元年8月～12月：「健康寿命日本一」を目指し、福島県、福島県立医科大学および福島民友新聞社との連携によるキャンペーン(福島県の健康状態等の特集した新聞広告掲載(4P・フルカラー)に協賛。<br>令和元年9月：上記「健康寿命日本一」の新聞広告に、ジェネリック医薬品の使用促進に関する広告(全5段・モノクロ)を掲載。<br>令和2年2月：福島民友・福島民報に全3段モノクロで「ジェネリック医薬品普及促進」のための新聞広告を掲載。 | 2,530,000  | 2,540,000  | 100.4%       |
|           | ウェブを活用した福島支部事業の周知広報   | 事業主および加入者に対し、インセンティブ制度並びに平成30年度結果の周知を図ることを目的に、Webや新聞、経済団体等の広報媒体を用いた広報を実施。<br>事業主から健診結果の提供方法や保険料の引き下げ額について、複数の問い合わせがあった。  | 1,555,200  | 1,948,100  | 125.3%       |
|           | 計   |  | 11,496,200 | 10,617,181 | 92.4%        |

## 2.支部保健事業予算①

単位：円

| 分野     | 事業名                 | 予算額<br>(A) | 精算額<br>(B) | 執行率<br>(B/A) | 備考                            |
|--------|---------------------|------------|------------|--------------|-------------------------------|
| 健診経費   | 事業者健診HbA1c追加検査費     | 315,000    | 10,261     | 3.3%         | 当初見込より追加検査実施が少なかった            |
|        | 健診実施機関実地指導旅費        | 195,000    | 135,813    | 69.6%        |                               |
|        | 集団健診                | 7,645,000  | 5,000,732  | 65.4%        |                               |
|        | 事業者健診の結果データの取得      | 28,720,000 | 12,814,572 | 44.6%        | 事業数量について対象を精査したところ数量が大幅に減少    |
|        | 健診受診勧奨等経費           | 6,833,000  | 2,350,176  | 34.4%        | 申込書印字プログラム作成費が計画より大幅に安く済んだ    |
|        | 計                   | 43,708,000 | 20,311,554 | 46.5%        |                               |
| 保健指導経費 | 保健指導推進経費            | 706,000    | 553,410    | 78.4%        |                               |
|        | 中間評価時の血液検査費         | 4,709,000  | 2,503,560  | 53.2%        |                               |
|        | 医師謝金                | 154,000    | 153,600    | 99.7%        |                               |
|        | 保健指導用パンフレット作成等経費    | 108,000    | 0          | 0.0%         |                               |
|        | 保健指導用事務用品費(測定用機器類等) | 132,000    | 43,200     | 32.7%        | 機器の修理、および事務用品の新規購入が見込みより少なかった |
|        | 保健指導用図書購入費          | 56,000     | 55,924     | 99.9%        |                               |
|        | 公民館等における特定保健指導      | 40,000     | 28,720     | 71.8%        |                               |
|        | 保健師募集広告経費(支部)       | 50,000     | 0          | 0.0%         | ハローワーク、HPの募集により対応             |
|        | 保健指導利用勧奨経費          | 842,000    | 456,840    | 54.3%        |                               |
|        | 計                   | 6,797,000  | 3,795,254  | 55.8%        |                               |

## 2.支部保健事業予算②

単位：円

| 分野            | 事業名      | 予算額<br>(A) | 精算額<br>(B) | 執行率<br>(B/A) | 備考   |
|---------------|----------|------------|------------|--------------|--|
| 重症化予防<br>事業経費 | 未治療者受診勧奨 | 1,485,000  | 0          | 0.0%         | 受診勧奨（電話勧奨）を委託せずに支部の契約保健師等が実施した。また、勧奨通知も支部内で作成。 |
|               | 重症化予防対策  | 259,000    | 137,000    | 52.9%        |  |
|               | 計        | 1,744,000  | 137,000    | 7.9%         |  |

## 2.支部保健事業予算④

単位：円

| 分野             | 事業名                | 事業実施概要  | 予算額<br>(A)  | 精算額<br>(B) | 執行率<br>(B/A) |       |
|----------------|--------------------|---|---|------------|--------------|-------|
| 事業経費<br>コソボヘルス | 「健康事業所宣言」事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未宣言の4,000事業所へ登録勸奨を実施。31事業所からエントリーシートの提出。</li> <li>・県の認定アンケートを1,254事業所へ送付。476件の提出事業所の中から、98事業所が認定、3社が表彰を受けた。</li> <li>・「宣言中」ポスターを作成し、エントリー事業所へ配布。</li> <li>・理学療法士の講師派遣による、健康経営の取り組みを支援。</li> </ul> | 2,438,500   | 1,320,637  | 54.2%        |       |
|                | 「健康事業所宣言」事業所の取組み啓発 | 健康づくりに積極的な事業所について、取材等を専門に行っている業者に取材から写真撮影、記事起こしを委託する予定だったが、納期時期の関係により取材等に関しては職員が行い冊子や送付書の作成に関しては業者委託により実施したことにより執行率は30%となる。   | 1,402,500   | 420,823    | 30.0%        |       |
|                | 計                  |   | 3,841,000   | 1,741,460  | 45.3%        |       |
| その他の経費         | その他の保健事業           | 「健康事業所宣言」事業所の健康意識の向上  | 「健康事業所宣言」事業所に対して、血管年齢測定器の貸出を実施（200台）。アンケート集計の結果、92.5%の事業所が「従業員が健康に関心を持つきっかけになった」と回答。  | 5,232,000  | 4,816,240    | 92.1% |
|                |                    | 小学校における健康教室   | 保健師が小学校を訪問し、食事・運動・睡眠など健康に関する教材（冊子）を用いて、健康教室を開催。<br>福島市および郡山市の各1校を対象に実施。<br>作成部数の見直し及び新規参入業者により想定よりも低い単価での落札となったことで執行率は22%となる。 | 490,440    | 107,956      | 22.0% |
|                |                    | 「健康事業所宣言」事業所の健康に対する取組の周知  | 本部が保健指導のために調達しているヘルシーライフサポートブックを、本部と抱き合わせで随意契約により調達。<br>健康事業所宣言にエントリーしている事業所を通じて、「健康事業所宣言」事業所の全被保険者への配布を行った。                  | 7,182,000  | 3,832,682    | 53.4% |
|                | 保健事業計画アドバイザー経費     | 県公衆衛生学会発表の研究について支部で契約しているアドバイザーへ査読を依頼。査読のみとのことで謝金の受け取りは辞退された。   | 154,000   | 0          | 0.0%         |       |
| 計              |                    | 13,058,440  | 8,756,878   | 67.9%      |              |       |

## 令和2年度 事業計画（福島支部）

| 分野            | 具体的施策等  |
|---------------|---|
| 1. 基盤的保険者機能関係 | <p>○適用 徴収業務 給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。</p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・郵送による申請を促進するための周知 広報を行う。また、退職者向けの任意継続の制度チラシと送付用封筒をセットにした「任継セット」を公的機関を中心に展開し、窓口混雑の軽減及び郵送化を図る。</li> <li>・加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。</li> <li>・本部研修や伝達研修による職員の能力・接遇レベルの向上に努める。</li> </ul> <p>【KPI】①サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする。</p> <p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と、役割を明確とした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</li> </ul> <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請（特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請）について重点的に審査を行うとともに、本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。</li> <li>・傷病手当金と障害年金等の併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従って、事務処理を確実に実施する。</li> </ul> |

| 分野            | 具体的施策等   |
|---------------|--|
| 1. 基盤的保険者機能関係 | <p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用するとともに、高額査定事例の共有化、点検分野・領域の更なる拡大を図り、新たな点検ノウハウの習得を進めることにより、効果的なレセプト点検を推進し、診療内容等査定効果額を前年度以上とする。</li> <li>【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</li> <li>・レセプト内容点検の外には、資格・外傷点検を的確に行うとともに医療費通知を実施する。</li> </ul> <p>(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位 ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や施術者に対する注意書の発行、及び適正受診の啓発を強化する。</li> <li>【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</li> </ul> <p>(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、不正の疑いがある事案は厚生局への情報提供を徹底し、療養費の適正化を図る。</li> </ul> <p>(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証回収不能届による早期電話催告、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。更に保険証未回収者及び喪失後受診による返納金の発生者が多い事業所・事業主に対する広報等の取り組みを強化する。</li> <li>・返納金 損害賠償金に関わらず、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、各種催告、顧問弁護士による催告、保険者間調整の推進、法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上に努める。</li> </ul> |

| 分野            | 具体的施策等   |
|---------------|--|
| 1. 基盤的保険者機能関係 | <p>【KPI】①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。</p> <p>(8) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報で利用促進を図る。</li> <li>・医療機関事務担当者を対象とした事務説明会を開催し、申請書の設置医療機関の更なる拡大を図る。</li> </ul> <p>【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%とする。</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の国内在住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> <li>・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> <li>・回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。</li> </ul> <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失後受診を防止するため、引き続き医療機関に対して利用を促し、利用率向上に向けて取り組む。</li> <li>・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</li> </ul> <p>【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を76.0%以上とする。</p> <p>(11) 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。</li> <li>・医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。</li> <li>・健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。</li> <li>・東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。</li> </ul> |

| 分野            | 具体的施策等  |
|---------------|---|
| 2. 戦略的保険者機能関係 | <p>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：277,034人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 受診率59.3%<br/>（受診見込者数：164,170人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率8.3%<br/>（取得見込者数：23,100人）</li> </ul> <p>○被扶養者（受診対象者数：69,217人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 受診率34.7%<br/>（受診見込者数：24,000人）</li> </ul> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。</li> <li>・生活習慣病予防健診未受診事業所、新規適用事業所に対する受診勧奨を健診実施機関に委託する。</li> <li>・事業者健診のデータの取得は、県や労働局との三者連名文書による勧奨とともに、外部委託機関を活用した電話勧奨等で健診機関からの確実な取得を図る。</li> <li>・事業者健診データ取得促進等に向けて、関係団体に対する働きかけを行う。</li> <li>・新規被扶養者に対する受診勧奨のため、視認性の高い媒体を作成する。</li> <li>・市町村集団健診の日程に合わせ、会場および時間を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。併せて未受診者の行動変容を促すためのナッジ理論等を活用する。</li> <li>・福島市等事業協定市のがん検診広報を受診券に同封し、特定健診と併せた受診勧奨を行う。</li> <li>・市町村集団健診が終了する時期にショッピングセンター等で支部独自健診を企画する。併せてナッジ理論等を活用した、ダイレクトメールを送付する。</li> <li>・支部独自健診と同時に行う「オプション健診」を加入者の興味を引く内容で企画する。</li> <li>・被扶養者が40歳を迎える世帯に対し、被保険者（35歳以上）と被扶養者（39歳）の健診同時受診勧奨を行う。</li> </ul> |

| 分野            | 具体的施策等   |
|---------------|--|
| 2. 戦略的保険者機能関係 | <p>【KPI】：① 生活習慣病予防健診受診率を59.3%以上とする<br/> ② 事業者健診データ取得率を8.3%以上とする<br/> ③ 被扶養者の特定健診受診率を34.7%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数：37,641人）<br/> ・特定保健指導 実施率 25.0%（実施見込者数：9,420人）<br/> （内訳）協会保健師実施分 19.3%（実施見込者数：7,280人）<br/> アウトソーシング分 5.6%（実施見込者数：2,140人）</p> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数：2,040人）<br/> ・特定保健指導 実施率 6.3%（実施見込者数：130人）</p> <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診と一緒に特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。</li> <li>・健診と一緒に特定保健指導実施を事業所や加入者向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。</li> <li>・特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加に向けた仕組みづくりを促す。</li> <li>・健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。</li> <li>・前年度の特定保健指導未実施者で腹囲が基準値付近の者に対し、健診受診予定月の2か月程度前に自発的取り組みを促す通知を送付する。</li> <li>・被扶養者の特定保健指導を支部独自健診の会場で行う。</li> </ul> <p>【KPI】：特定保健指導の実施率を24.0%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数1,400人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による特定保健指導の事業所訪問時に、その他保健事業として重症域の対象者への指導、受診勧奨を行う。</li> <li>・ナッジ理論の活用や個人のリスク等を記載した個別性の高い二次勧奨文書を作成し、効果的な受診勧奨を行う。</li> <li>・二次勧奨で保健師による電話勧奨を行う。</li> </ul> |

| 分野                   | 具体的施策等  |
|----------------------|---|
| <p>2. 戦略的保険者機能関係</p> | <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。</li> </ul> <p>【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする</p> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。</li> <li>・宣言事業所に対し取り組み支援として、県歯科医師会、県理学療法士会、福島産業保健総合支援センターと連携したセミナー講師派遣を行うことに加え加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供を行う。</li> <li>・「ふくしま健康経営優良事業所2020」及び「経済産業省の「健康経営優良法人2021」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を行う。</li> <li>・宣言事業所に対し「健康づくりの手引き（改訂版）」を配布するとともに広報等により活用の推進を行う。</li> <li>・事業所に対しセミナーの開催を行うことにより、宣言事業所へ健康づくりのサポート強化および宣言事業所数の拡大を図る。</li> <li>・全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとす。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。</li> <li>・県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。</li> </ul> <p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。</p> <p>①広報活動による理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。</li> <li>・メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。</li> </ul> |

| 分野            | 具体的施策等  |
|---------------|---|
| 2. 戦略的保険者機能関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。</li> <li>・各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取り組みに努める。</li> <li>・適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。</li> <li>・メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。</li> <li>・加入者へ直接届く広報へ向けたアンケート調査と併せ支部事業に関する広報及び健康保険制度案内チラシにより周知する。</li> <li>・健康の理解促進を図るために二校の小学校において健康教室を開催する。</li> </ul> <p>②健康保険委員を通じた理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員セミナー、広報誌、健康づくり手引き等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。</li> <li>・関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。</li> <li>・健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。</li> <li>・効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。</li> </ul> <p>【KPI】① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50.0%以上とする。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。</li> <li>・県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。</li> <li>・個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。</li> <li>・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。（年2回）</li> <li>・加入者への啓発広報、希望シールを配布する。</li> <li>・医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。</li> </ul> |

| 分野            | 具体的施策等  |
|---------------|---|
| 2. 戦略的保険者機能関係 | <p>・ジェネリック使用割合が低い医療費無料化層（とりわけ10～14歳）及びその親世代に対し、視認性の高い広報媒体（冊子）を配布し意識醸成を図る。</p> <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を81.6%以上とする</p> <p>（4）インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。</li> <li>・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、<u>1位</u> 過半数の支部に入ることを目指す。</li> </ul> <p>（5）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会版SCRと医療費構成表を使用し、関係団体に対して分析データに基づいた意見発信を行う。</li> <li>・分析結果を活用した事業企画・評価及び各種協議会等における意見発信を行う。</li> <li>・他保険者と連携した調査分析の実施を行う。</li> <li>・医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> <li>・地域医療調整会議において他の被用者保険者と連携し積極的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>【KPI】①他の被用者保険者との連携を含めた地域医療調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p>（6）調査研究の推進</p> <p>データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。</p> |

| 分野           | 具体的施策等  |
|--------------|---|
| 3. 組織・運営体制関係 | <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。</li> <li>・事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化を図る。</li> </ul> <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。</li> </ul> <p>(3) O J Tを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「O J T (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働・適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。</li> <li>・職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。</li> </ul> <p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くP Rを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</li> <li>・職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。</li> </ul> <p>【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</p> <p>(5) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> </ul> <p>(6) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。</li> </ul> |